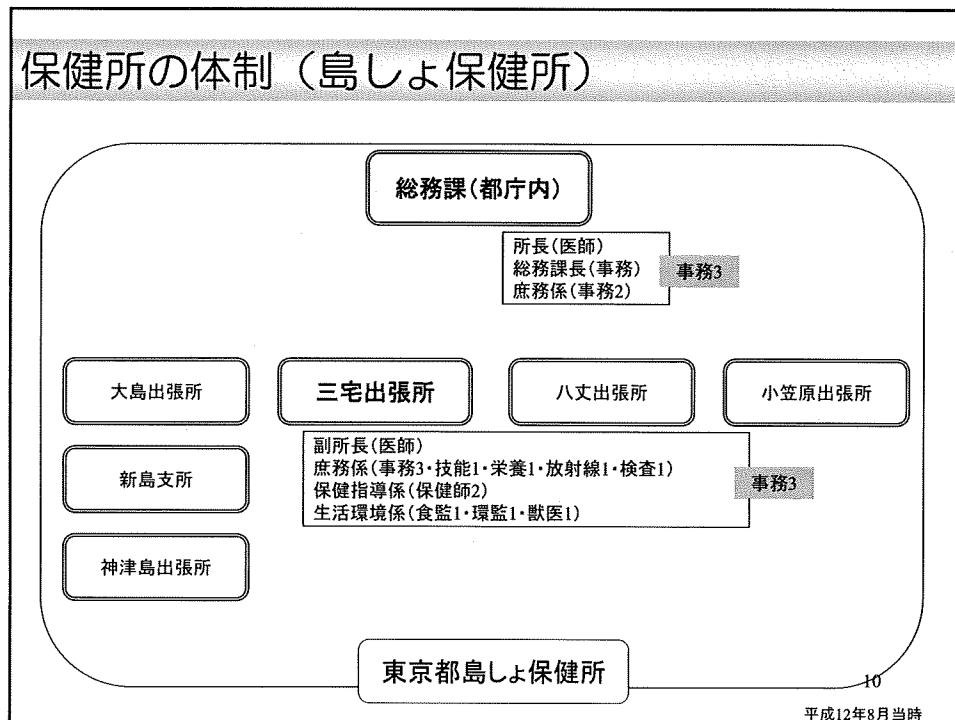


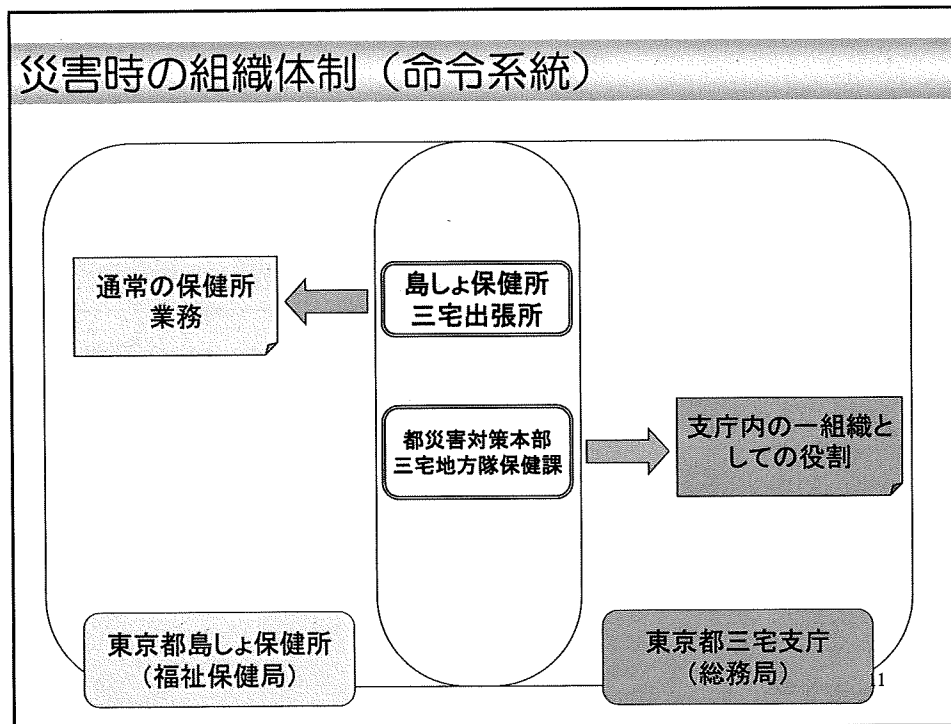
## 災害経過の概要 (帰島へ)

平成17年

| 日付    | 火山活動・被害状況 | 災害対応等                           |
|-------|-----------|---------------------------------|
| 1月5日  |           | 三宅村長が平成17年2月1日をもって避難指示を解除する旨、発表 |
| 2月1日  |           | 避難指示解除                          |
| 3月31日 |           | 都災害対策本部廃止                       |

9





### 保健所の動き（全島避難前）

【医療救護・保健活動等】

- ◇医療救護・・・医療救護所設置、医療救護班受入れ、医療チーム支援、健康被害チラシ配布等
- ◇保健師活動・・・避難所巡回、家庭訪問、電話相談、関係機関連絡等
- ◇災害弱者対策・・・特養入所者のへり搬送調整、在宅要介護高齢者の処遇調整等

【食品衛生・環境衛生対策】

避難所の衛生状況調査、入浴施設監視、火山ガス観測支援、環境衛生営業施設の監視等

【動物愛護】

ペットの避難に関する調整支援等

【食品衛生対策】

避難所巡回指導、民宿、食品販売店等の食品衛生監視

【衛生局(当時)応援隊の受入れ】

【臨時保健所だより発行】

【御蔵島(三宅出張所の管轄)に関する業務】

## 保健所の動き (全島避難以降 ～平成12年末まで)

避難後、東京・竹芝の都公文館に臨時出張所開設 (H12.9.11)  
半数以上の職員は兼務体制

### 【医療救護・保健活動等】

一時避難所での健康相談、家庭訪問、電話相談、災害対策に関する講演等

### 【食品衛生・環境衛生対策】

都内一時避難所の衛生状況調査、環境衛生営業施設に関する相談対応等

### 【動物愛護】

残留ペットの収容、ペットに関する相談対応等

### 【食品衛生対策】

一時避難所巡回指導、許可申請等

### 【保健所だより発行、島しょ保健所事業概要発行】

### 【神津島現地対策本部への応援】(1週間×3回)

### 【御蔵島(三宅出張所の管轄)に関する業務】

13

## 保健所の動き (平成13年～平成15年)

都庁へ臨時出張所移転 (H13.8.19)  
半数以上の職員は兼務体制

### 【保健活動等】

家庭訪問、電話相談、げんき農場、編み物教室等での健康相談、一時帰宅事業への同行等

### 【食品衛生・環境衛生対策】

環境衛生営業施設に関する相談対応、許可申請、島内の環境衛生営業施設の監視等

### 【動物愛護】

残留ペットの収容、ペットに関する相談対応等

### 【保健所だより発行(年4回)、島しょ保健所事業概要発行】

### 【三宅島における健康危機管理マニュアル作成】(平成15年)

### 【復興関係の各種会議への参加】

### 【復帰に向けて保健所・公舎現状確認】

### 【御蔵島(三宅出張所の管轄)に関する業務】

14

## 保健所の動き (平成16年～帰島)

都庁へ臨時出張所にて執務  
三宅島で一部事務再開 (H16.11.1)  
保健所全面再開 (H17.2.1)

### 【保健活動等】

家庭訪問、電話相談、げんき農場、編み物教室等での健康相談、一時帰宅事業への同行等

### 【食品衛生・環境衛生対策】

環境衛生営業施設に関する相談対応、許可申請、島内の環境衛生営業施設の監視等

### 【動物愛護】

ペットに関する相談対応、みやげ猫オペレーション等

### 【食品衛生対策】

許可申請、島内の施設監視等

### 【保健所だより発行(年4回)、島しょ保健所事業概要発行】

### 【復興関係の各種会議への参加】

### 【保健所・公舎の復旧作業】

### 【御蔵島(三宅出張所の管轄)に関する業務】

15

## 事務職の果たした役割と求められる能力

### 全島避難前

| 項目 | 保健所(事務職)の判断・行動   |  | 求められる能力  |
|----|--|--|--|
|    | 本庁(総務課)  | 現地(三宅出張所)  |  |
| 情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都庁内等の情報を集約し、現地へ情報提供。</li> <li>・現地情報を集約し、関係部署へ情報提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況を把握し、発信する。</li> <li>・都庁から送られてくる指示や情報の整理</li> <li>・健康被害チラシの発行</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生と同時に莫大な情報が生ずる。情報の収集と整理・管理・発信を適切かつ速やかに行わなければならない。</li> <li>・ファイリング能力は極めて重要。</li> <li>・住民に現状を分かりやすく説明ができる能力が必要。</li> </ul> |
| 指示 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署から五月雨的に指示が送られてきたものに対し、交通整理をし、担当者へ振り分ける。</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示を優先度をつけ、的確に担当者へ振り分けるマネジメント能力が必要。</li> </ul>  |
| 医療 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の活動のフォロー</li> <li>・災害対策本部保健課の一員として会議への参加</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班が円滑に活動を遂行できるように、島内の健康被害の情報把握と、関係機関との調整能力が必要。</li> <li>・組織としての役割や立場を明確に説明できる能力が必要。</li> </ul>                              |
| 庶務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の情報に基づき、避難等に関わる予算措置等、都庁内の調整</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理</li> <li>・職員の健康管理</li> <li>・物品・食料の確保等</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が安全に活動ができるように調整する能力が必要(必要に応じて関係機関との調整能力も)</li> </ul>  |

## 事務職の果たした役割と求められる能力

全島避難後～帰島まで

| 項目     | 保健所(事務職)の判断・行動   |   | 求められる能力   |
|--------|--|---|---|
|        | 本庁(総務課)  | 現地(三宅出張所)   |   |
| 情報     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都庁内等の情報を集約し、出張所と共有する。</li> <li>・新聞記事等のファイリング</li> <li>・議会等の資料要求に応じて資料作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を各職員へ提供</li> <li>・各職員の活動状況を把握し、総務課へ情報提供</li> <li>・保健所だよりの発行</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンテナを張り、情報の整理・管理・発信、ファイリングは重要。</li> <li>・議会等の対策として、必要な情報を取捨選択して、資料作成する能力が必要。</li> <li>・法的な知識</li> </ul> |
| 会議出席運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興関係の各種会議への参加(総務課長・庶務係長)</li> <li>・保健所運営協議会等、所管する会議の運営</li> </ul>                  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議で対外的に保健所の役割や立場を明確に説明できる能力が必要。</li> <li>・会議で決まった事柄を実行にうつせるマネジメント能力が必要。</li> </ul>                      |
| 庶務     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の情報に基づき、業務再開に必要な予算措置等、都庁内の調整</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理</li> <li>・職員の健康管理</li> <li>・復興に関わる物品・旅費の確保等</li> <li>・御蔵島に関する業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が安全に活動ができるように調整能力が必要</li> <li>・平常時と災害時の業務を両立してこなせる能力が必要。</li> </ul>                                   |

17

## 課題

発生当初、情報が錯綜して、どの情報が正しいのか混乱した時期があった。現場では、電話の受け取りを一本化して、情報が散逸しないように工夫した。

島内の体制が二元化されているので、指揮命令系統がはっきりしなかった。

医療救護班等の応援部隊は来たが、事前のリサーチが不足して、十分な活動ができたとは言いがたかった。

各専門職の所管課からの指示や情報提供要請が山のようにきて、その振り分けで四苦八苦した。

三宅島以外の所管の島(御蔵島)に関する事業を平常時と同様に遂行しなければならず、災害復旧と平常業務の両立が課題だった。

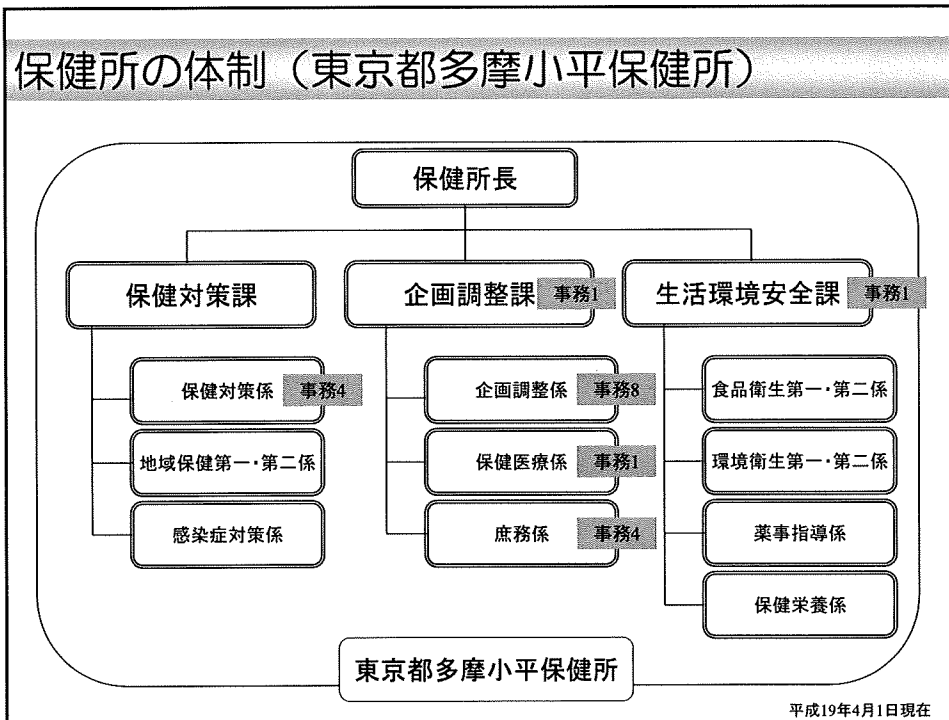
災害復興に関する会議が大量に立ち上がった反面、位置づけがバラバラで系統立てた対策が立てにくかった。

通常業務の際に運用する法律等に加え、災害救助法等災害時に適用される法律の知識や運用のノウハウが必要。

18

自由テーマ

平成19年  
学生食堂で発生した集団食中毒(O157)事件



## 事件の概要（端緒）

5月25日（金）

大学から多摩小平保健所へ - 大学生12名に消化器症状あり  
医療機関より多摩小平保健所へ - 大学生よりO157検出

5月26日（土）

学生・教職員約7,900名中、有症状者63名、入院患者16名  
大学食堂Aの営業停止、大学食堂B・大学食堂Cの営業自粛

5月28日（月）

報道発表

5月30日（水）

第1回緊急合同対策会議（大学、保健所）

6月1日（金）

第2回緊急合同対策会議（大学、保健所、感染研）  
実施疫学調査協力開始

## 事件の概要（対策等）

### 決定

多摩小平保健所では、以下の理由により、本件を大学食堂Aで調理した食事及び弁当を原因とする食中毒と断定した。（5/28）

- ・発症者の共通食は、当該食堂で調理した食事及び弁当以外にはない。
- ・発症者の症状は、腸管出血性大腸菌O157（VT2産生）によるものと一致した。
- ・発症者を診察した医師の診断が食中毒であることを確認した。

### 措置

東京都は5月28日（月）に大学食堂Aに対して、営業禁止処分等を行った。（東京都における営業禁止処分は11年ぶり）

## 事件の概要（対策等）

### 検便の実施

大学と協力し、大学食堂Aの利用者を中心に検便を実施した。

|              |        |          |
|--------------|--------|----------|
| 東京都が実施した行政検便 | 1,253件 |          |
| 大学が実施した検便    | 5,882件 | 計 7,135件 |

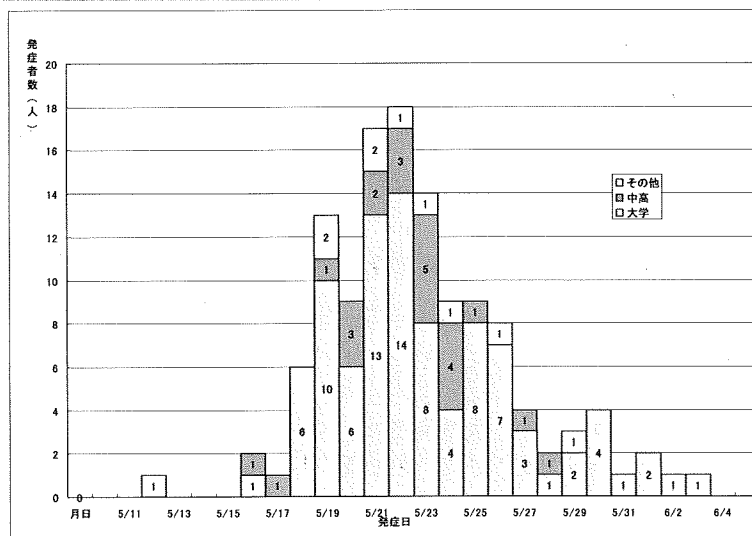
### 調査 学生・教職員の対象者に下記調査アンケートを実施

|                  |         |
|------------------|---------|
| ・ 症状アンケート        | 5,102 名 |
| ・ 緊急学院一斉アンケート調査  | 4,957 名 |
| ・ 追加：原因食品アンケート調査 | 4,215 名 |
| ・ 郵送等追加調査        | 157 名   |
| ・ 中毒調査用紙（B）個人票   | 209 名   |

（1人で複数の調査に回答している例が多いので、回収された調査票は調査対象者数を上回る）

## 流行曲線（発症日別のO157(VT2)陽性者数）

感染症法に基づく医師の届出患者数 204名





## 事務職の果たした役割と求められる能力

| 項目     | 保健所(事務職)の判断・行動   | 求められる能力  |
|--------|--|--|
| 情報     | 所内の情報の集約(各係の対応経過、対策会議等の記録の整理)、局等外部への情報提供<br>過去事例の収集(堺HCへ) (企調) | ・情報を整理・管理・発信する能力<br>・必要な情報を収集できる能力             |
| 連絡調整   | 大学管理者等との連絡窓口(企調課長)<br>保健所所管課(保健政策課)への定期報告(企調)                  | ・複数機関と情報のやりとりをし、必要があれば指示できる調整能力<br>・運用される法律の理解 |
| マスコミ対応 | プレス発表(局対応)に対応して、待機(企調課長)<br>・・・結果ほとんどなかったが。                    | ・現時点の情報を把握し、出せる情報を取捨選択して分かりやすく説明できる能力          |
| データ管理  | 検便結果、調査票のデータ入力、分析(企調)  | ・疾病に関する基礎的知識、データ分析能力<br>・データを加工し報告できる能力        |

## 事務職の果たした役割と求められる能力

| 項目             | 保健所(事務職)の判断・行動   | 求められる能力                             |
|----------------|--|-------------------------------------|
| 行政対応           | 感染症法に基づく各種事務処理(発生届受理、診定作業補助、検便(行政検体)の取り扱い等)(保対)                      | ・法律の理解、運用に関する能力<br>・住民に分かりやすく説明する能力 |
| 事業調整           | 被害の拡大に伴い、既存事業の開催の可否や内容変更などを調整(企調課長、庶務)                               | ・事業に優先度をつけて判断することができる能力             |
| 人員<br>財政<br>対応 | 事件の対応する職員と通常業務を遂行する職員の配置を検討。<br>応援職員の依頼・手配<br>アルバイト、超勤の調整等 (企調課長、庶務) | ・所内の調整能力<br>・局との交渉能力                |
| 健康管理           | 出勤状況を把握し、連続勤務の職員に対しては、健康管理、執務管理について指示を出した。<br>(企調課長、庶務)              | ・職員が安全かつ健康で執務ができるように調整する能力          |
| 会議運営参加         | 所内対策会議の運営(企調課長)、資料準備(企調)   | ・複数機関が参加した会議を運営できる能力                |

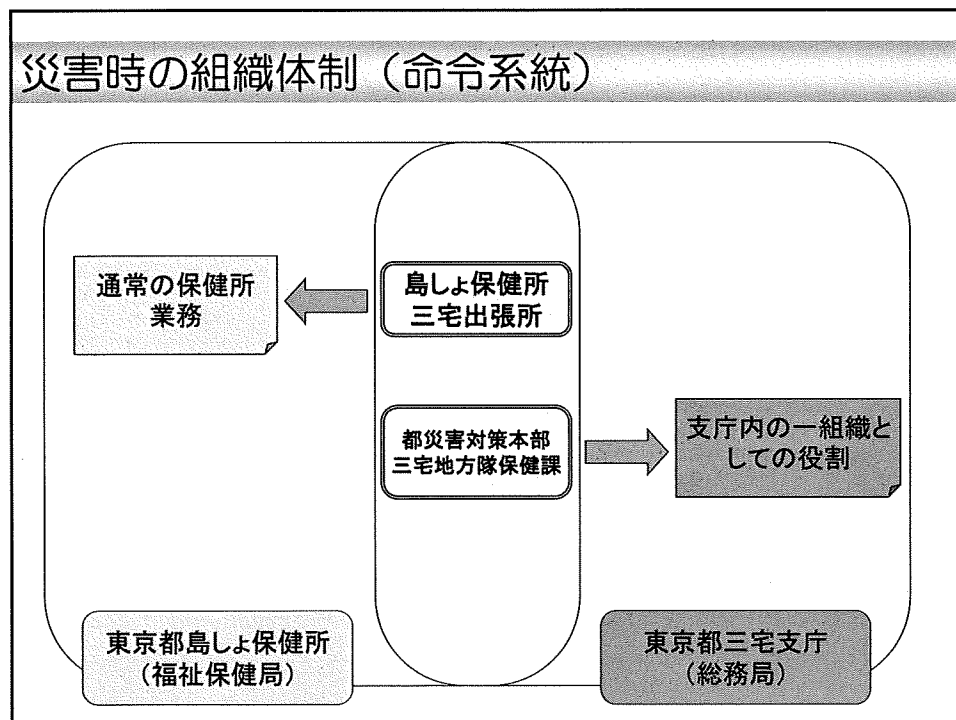
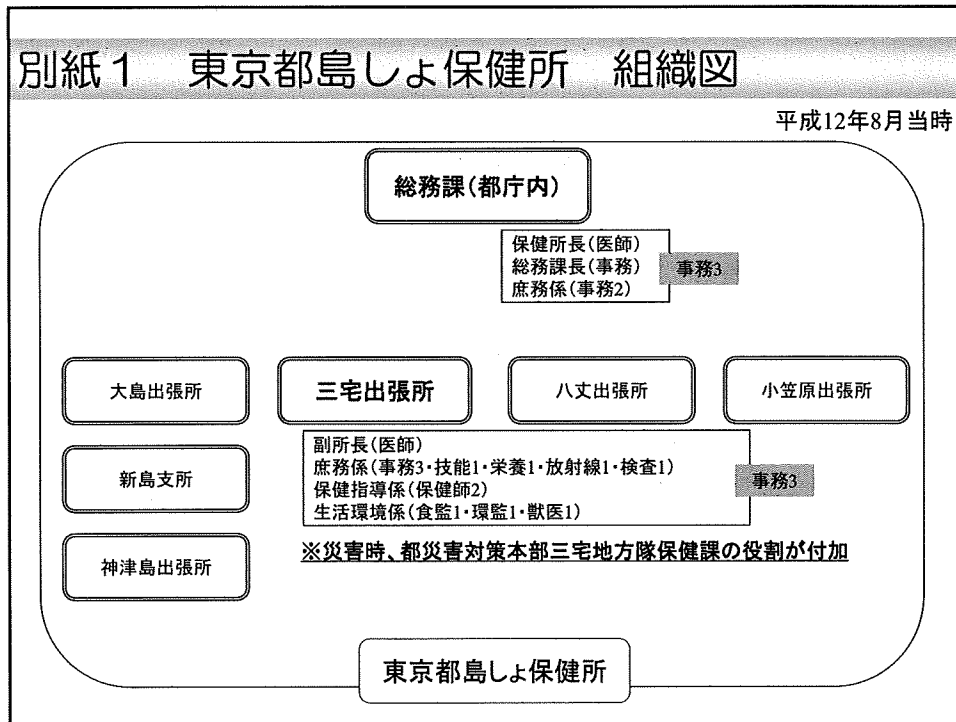
| 参考 事後評価     |  | 事後評価表 事例の概要:省略 |  |
|-------------|--|----------------|--|
| 評価項目        | 具体的視点  | 評価             | (Aの場合は今後の参考となる取り組み、Cの場合は具体的な改善点を必ず記入)  |
| 対応体制        | 情報探知の適切さ、連絡網は機能したか、所長を含む所内連絡が十分であったか、所内の対応体制(参加人数)は十分か、他保健所への依頼、保健所組織を超える連携体制への移行等 | A(B)C          | ・既存の情報の中で、各個当が持つ能力を整理し、対応・対策を行ない、早期の原因施設特定及び感染拡大を抑制した<br>・状況把握の速さと調査対象者数の多さのために各々が対応に追われ、所全体の体制に課題が現れた   |
| 対応          | 情報探知の適切さ、状況把握への対応  | A(B)C          | ・学校(大学)から別件(研修、結婚)で相談があった際に胃腸炎症状での欠席者について、ついでに相談があり、保健所での対応を助言した。この対応の入室と自覚症状を整理して把握することができたが、当該の対応を保健所担当の査察員が把握している<br>・保健所での対応は、保健所が中心で、保健所が中心で対応している<br>・保健所での対応は、保健所が中心で、保健所が中心で対応している   |
| 体制          | 連絡網は機能したか、所長を含む所内連絡が十分であったか、所内の対応体制(参加人数)は十分か、他保健所への依頼、保健所組織を超える連携体制への移行等          | A(B)C          | ・所長が入った対策会議は保健所から頻りに行ない、事務局の想定とその対応策を検討した<br>・当初は、一つの学校で起きた事件(単発事件)と見做したが、大卒生の生活性や学校、働く間に広域的な対応が必要となった<br>・この人混みの濃厚性が出たこととは想定できたが、調査対象者が多く見えないことは想定できなかった<br>・単発事件対応→連発対応→全所対応と移行したが、状況把握の速さと調査対象者数の多さのために各々が対応に追われ、所全体の体制に課題が現れた<br>・急中緊急対応ガイドライン(旧)は活用されなかった。健康危機管理マニュアル(新)は活用された。健康危機管理マニュアル(新)は活用された。健康危機管理マニュアル(新)は活用された<br>・本今後、所内健康危機管理マニュアルの改訂と職員の見識向上策(職内研修)を実施する |
| 初期の迅速性      | 探知後の初期は迅速に対応できたか(参加に要した時間、連絡から概ね1時間以内に対応できたか)、初期調査の内容は適切であったか等                     | A(B)C          | ・探知後直ちに「急中緊急-感染速報」初期調査マニュアル(新)に基づき、患者が入院している病院に問い合わせた<br>・探知直ちに学校から大学(約500人)に通知・要請(要請書)を送付し、要請時には保健所の人を入れた医療機関向け文書(要請書)を出してもらう等、医療機関への支援を行った<br>・学校での手洗い・ボスターや水石鹸配布、健康調査への支援等、本学体制への支援を行った   |
| 機能的改善の目的性   | 患者調査、原因施設調査、巡回調査等は適切か、疫学的分析は適切か等   | A(B)C          | ・疫学的分析は対象集団が決まらず、活動対応に取組むことが出来なかった。F2Pに要した能力が明らかで解析が迷った  |
| 機能的改善の目的性   | 検査の内容は適切か(検査の選別方、検査方法、検査項目等)、検査を再検し適切か等  | A(B)C          | ・行政検体(200検体)と学校検体(検体)で対象集団にはばらつきがあった。二次感染を抑えようとしたのは評価の結果が大きい<br>・学校は検査室や検体採取、分装等の存在などの事情があり検査実施を決定したが、保健所の指導の仕方により課題が残った   |
| 原因物質・経路等の説明 | 原因物質は特定できたか、汚染経路は特定できたか等   | A(B)C          | ・原因物質はO157で遺伝子も全て一致した<br>・汚染経路の特定には至らなかった  |

平成19年度厚生科研 「地域健康危機管理体制の評価指標、効果の評価に関する研究」(主任研究者:北川正謙)で作成した「事後評価表」に基づき実施

| 参考 事後評価            |   | 事後評価表 事例の概要:省略 |  |
|--------------------|---|----------------|--|
| 評価項目               | 具体的視点   | 評価             | (Aの場合は今後の参考となる取り組み、Cの場合は具体的な改善点を必ず記入)  |
| 調査対象者の人権の尊重        | 調査対象者への人権を配慮した対応ができたか等                          | A(B)C          | ・学校内での対応を行わないようにした<br>・現地連絡調整所を設置し個人情報の取扱いに細心の注意を払った<br>・学生(小学生)が罹患した際、直ちに小学校教育委員会と協議し、児童が不在のうちに校内・校外の消毒を実施した<br>・保健所に対して人権に関するクレームはなかった   |
| 被害拡大防止措置の目的性       | 被害拡大・二次感染防止に関する指導や行政処分等の措置が適切に実施できたか等           | A(B)C          | ・飲食に関する食費やメニューは、探知翌日早朝から営業を自粛し、発生を抑制した<br>・緊急事態宣言発令後、営業禁止処分した<br>・学校での学生・保護者向け説明会の実施、手洗い・ボスター、学校HPでのQ&A掲載を指導・助言し、二次感染を防いだ<br>・原因となった事業者が他に区内で10箇所所業していることから、都では他施設の監視・指導を実施した                                |
| 住民の不安解消            | 必要に応じて相談窓口など住民の不安解消等対応が適切に行われたか等                | A(B)C          | ・地域住民との関わりはなかった<br>・学生のアルバイト先(飲食店)や家族の小学校、医療機関からの問い合わせがあったが、十分に情報提供を行った  |
| 行政機関相互の連携          | 県庁、市町村、関係保健所、他の自治体の保健所等との行政機関相互の連携が適切に行われたか     | A(B)C          | ・既存の伝言カードを活用して連携を図った<br>・Web上に情報を載せて連携した<br>・特定にあたり特別ルールを決め、局から関係保健所へ周知し協力してもらった<br>・対象者が多いが、細かめやわりは多かった   |
| 関係機関との連携           | 警察署、消防署、医療機関等の関係機関相互の連携(速やかな情報収集、情報提供)が適切であったか等 | A(B)C          | ・学校と保健所で連携した緊急対策会議に医療機関も出席した<br>・市内消防団長と保健所と地区医師会に情報提供と協力依頼の文書を出した   |
| 報道対応               | 報道機関への対応が適切にできたか、マニュアルどおりであったか等                 | A(B)C          | ・二重の報道発表は、事前に学校とすり合わせを行ない実施した<br>・最初の報道発表は、大卒の自殺や大卒教員の死など他の大きなニュースと重なったため、報道はなかったものの問合せ等対応は多かった<br>・報道機関におけるO157への関心が徐々に薄れているように感じる  |
| 再発防止対策             | 再発防止の対応が十分であったか等                                | A(B)C          | ・原因となった食費では二重と繰り返さないよう、施設設備の改善指導(事業者)への健康教育をしっかりと実施した<br>・本事件を受け、厚生労働省から全国に向けて再発防止の通知があった<br>・都では市内大学を都民ホールに集めて食中毒防止講座を実施した<br>・管内では、他大学の集団給食施設への指導を実施した<br>・管内の学校関係者へは、平常時における感染症予防指導・発生時対応への普及啓発をさらに推進していく |
| 上記以外で何かあれば記載してください |   |                |  |

(注)評価点の考査方については、Aは「他の機関又は今後参考になるような取り組みができた」、Bは「普通」、Cは「要改善点あり」、Aの場合は具体的な事例、Cは具体的な改善項目を必ず記載する(いずれも初めに自由記載でも可)、所内協議の上記入

平成19年度厚生科研 「地域健康危機管理体制の評価指標、効果の評価に関する研究」(主任研究者:北川正謙)で作成した「事後評価表」に基づき実施



## 課題

食品衛生法と感染症法の二つの法律の理解が必要。

所内に健康危機管理マニュアルはあったが実際はうまく活用されなかった。

想定以上の事件だったため、職員の確保がままならなかった。また、事務職でも業務が集中した職員がいる反面、業務量にはらつきがあった。

検査結果や調査票をはじめとして膨大な情報があり、特に発生当初は情報の錯綜、データ処理が複数で行われた。(その後、一元化)

所内での最終的な決定権者は所長(医師)だが、特に発生初期は医師としての判断・動きも強いられるため、企画調整課長(事務)の調整能力は重要。

事務職は人事異動で他部門に異動する機会が多い(特に管理職)。保健所単位でなく全都的に人材育成を考える必要がある。

2事例から見出された

## 保健所事務職に求められる健康危機管理能力

(事務全体)適用される法律や予算措置の理解と適切な運用ができる能力

(事務全体)情報の管理・収集・分析する能力

(事務全体)住民等に対して現状を適切に説明することができる能力

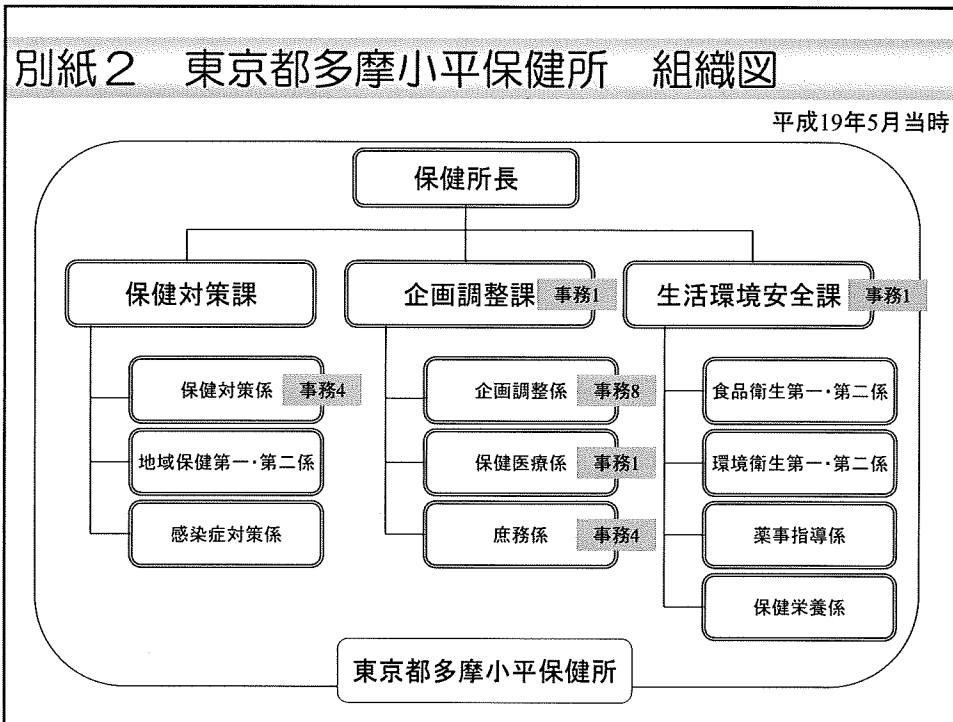
(事務全体)データ処理・ファイリングする能力

(管理職)所長の補佐として対外的に連絡調整することができる能力

(管理職)対策会議や所内PTを運営し、組織をまとめることができる能力

(管理職)事業継続に関わる分析、判断することができる能力

(管理職)職員の執務・健康状態を見極め、勤務調整することができる能力



【表1】フェーズ「噴火～全島避難前(9月2日まで)」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

|                | 日付        | 火山活動・被害状況                         | 災害対応等                                  | 事務職の果たした役割&求められる能力  | 「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」<br>「他職種に協力できること」および「他職種に協力してほしいこと」  |
|----------------|-----------|-----------------------------------|--|---|--|
| 平成<br>十二<br>年度 | 6月<br>26日 | 緊急火山情報(噴火)<br>厳重警戒                | 三宅村災害対策本部設置<br>災害救助法適用                 | 【全島避難前(9月2日)】   |  |
|                | 6月<br>27日 |                                   | 東京都災害対策本部設置                            | 《情報》<br>・災害発生と同時に莫大な情報が生ずる。情報の収集と整理・管理・発信を適切かつ速やかに行わなければならない。 | 《情報》 すべての職種が各々の担当業務において収集した情報を迅速・正確・効率的な方法によって一元化できることが必要。掲示板の利用など、適切な情報収集手段を具体的・实际的に用いた訓練を予め行って連携強化を図るべき。→ すべての職種 |
|                | 6月<br>30日 |                                   | 火山予知連から安全宣言が出されたことを踏まえ、<br>村・都災害対策本部解散 | ・ファイリング能力は極めて重要。<br>・住民に現状を分かりやすく説明ができる能力が必要。                 |  |
|                | 7月<br>8日  | 最初の噴火(噴煙<br>1,500m)               |  | 《指示》<br>・指示に優先度をつけ、的確に担当者へ振り分けるマネジメント能力が必要。                   | 《情報》 住民への情報提供に用いるチラシ等媒体作成に協力連携してほしい。→ 保健師・管理栄養士・歯科衛生士  |
|                | 7月<br>14日 | 噴火で北東部降灰<br>(噴煙 1,500m)           | 三宅村災害対策本部設置                            | 《医療》  |  |
|                | 7月<br>26日 | 豪雨で大規模な泥流<br>被害                   |  | ・救護班が円滑に活動を遂行できるように、島内の健康被害の情報把握と、関係機関との調整能力が必要。              | 《指示》 実施する施策・事業に優先順位をつけマネジメントできる能力が必要 → すべての専門職。  |
|                | 7月<br>30日 | 震度6弱地震で土砂<br>崩壊                   |  | ・組織としての役割や立場を明確に説明できる能力が必要。                                   |  |
|                | 8月<br>18日 | 最大噴火(島史初)で<br>全島降灰(噴煙<br>14,000m) |  | 《庶務》<br>職員が安全に活動ができるように調整する能力が必要(必要に応じて関係機関との調整能力も)           | 《庶務》 「職員の安全管理」に対する協力 → 医師・保健師  |
|                | 8月<br>29日 | 火砕流発生(低温)                         | 全島民避難指示(2<br>～4日)                      |   |  |
|                | 9月<br>2日  |                                   | 全島民避難指示(2<br>～4日)                      |   | 《情報》 収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る → 保健師  |

【表2】フェーズ「噴火～全島避難前(9月2日まで)」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

| 分野   | 連携強化すべき業務の内容   | 対象職種                    |
|------|--|-------------------------|
| 情報   | すべての職種が各々の担当業務において収集した情報を迅速・正確・効率的な方法によって一元化できることが必要。掲示板の利用など、適切な情報収集手段を具体的に・实际的に用いた訓練を予め行って連携強化を図るべき。 | すべての職種                  |
| 情報   | 住民への情報提供に用いるチラシ等媒体作成に協力連携してほしい。  | 保健師・管理栄養士・歯科衛生士         |
| 指示   | 実施する施策・事業に優先順位をつけマネジメントできる能力が必要  | すべての専門職                 |
| 庶務   | 「職員の安全管理」に対する協力  | 医師・保健師                  |
| 情報   | 収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る   | 保健師                     |
| 庶務   | 「搬送業務(車の運転)」「避難誘導・援助」「資料作成や会議設定に係る事務作業」に対する協力  | すべての専門職                 |
| 情報   | 所属の災害対策本部に関する情報を平常時も含め常に共有しておくべき   | すべての専門職                 |
| 情報   | マスコミに対する情報提供は所属の広報担当部局と連携しつつ所長に一元化する必要あり。そのための具体的な訓練を組織として平常時に行っておくべき。(学校における校長の役割を見習うべき)              | すべての職種                  |
| 庶務   | BCPについて平常時の担当職員以外でも対応できるよう業務のチェックシートを作成し業務に優先順位をつけておくべき。   | すべての職種                  |
| 情報   | 現地に出かけ生の情報収集にも当たるべき  | 保健師以外のすべての職種            |
| 情報   | 医療の需要情報を把握し、医療提供者に情報提供すべき  | 医師・保健師                  |
| 食の安全 | 食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき  | 管理栄養士                   |
| 健康相談 | 保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき   | 管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士 |

【表3】フェーズ「全島避難(9月2日)～帰島まで」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

|        | 日付     | 災害対応等                            | 三宅島保健所の動き         | 「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」「他職種に協力できること」および「他職種に協力してほしいこと」  |
|--------|--------|----------------------------------|-------------------|--|
| 平成十二年度 | 9月2日   | 全島民避難指示(2～4日)                    |                   | 《情報》収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る → 保健師   |
|        | 9月5日   | ホテルシップを利用した災害対応開始                |                   |  |
|        | 9月11日  |                                  | 竹芝の都公文書館に臨時出張所開設  | 《庶務》「搬送業務(車の運転)」「避難誘導・援助」「資料作成や会議設定に係る事務作業」に対する協力 → すべての専門職  |
|        | 9月14日  | 森総理大臣一行が現地調査                     |                   |  |
|        | 10月7日  | 現地災害対策本部を移設(神津島)漁船による渡島作業開始      |                   | 《情報》所属の災害対策本部に関する情報を平常時も含め常に共有しておくべき → すべての専門職   |
|        | 11月27日 | 臨時ヘリポート開設(三宅中学校)                 |                   |  |
|        | 12月12日 | 臨時ヘリポート開設(阿古地区)                  |                   | 《情報》マスコミに対する情報提供は所属の広報担当部局と連携しつつ所長に一元化する必要あり。そのための具体的な訓練を組織として平常時に行っておくべき。(学校における校長の役割を見習うべき) → すべての職種 |
|        | 1月6日   | 漁船渡船に代え、小型客船「えびね丸」80トンによる渡船開始    |                   |  |
|        | 3月3日   | 森総理大臣一行が現地調査(2回目)                |                   | 《庶務》BCPについて平常時の担当職員以外でも対応できるよう業務のチェックシートを作成し業務に優先順位をつけておくべき。 → すべての職種                                  |
|        | 3月12日  | 中型客船「はまゆう丸」による250人規模の渡島作業開始      |                   |  |
| 平成十三年度 | 4月18日  | 都道の立根に仮橋完成、島内一周道路が7ヶ月ぶりに全通       |                   | 《情報》現地に出かけ生の情報収集にも当たるべき → 保健師以外のすべての職種   |
|        | 5月4日   | 三宅支庁第二庁舎脱硫装置運転開始(30名)            |                   |  |
|        | 7月9日   | 勤労福祉会館(80名)の脱硫装置運転開始(復旧作業員の常駐開始) |                   | 《情報》医療の需要情報を把握し、医療提供者に情報提供すべき → 医師・保健師   |
|        | 7月12日  | 泥流等被災世帯の一時帰宅(7月13日まで)            |                   |  |
|        | 8月19日  |                                  | 都庁第一庁舎41階へ臨時出張所移転 | 食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき  |
|        | 9月18日  | 希望全世帯の一時帰宅(10月3日まで)              |                   |  |
|        | 9月21日  | 三宅島に現地災害対策本部を移転                  |                   | 保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき   |
|        | 12月14日 | 三七沢で砂防ダム完成                       |                   |  |



(平成21年度事務職班図表まとめ)

【表4】フェーズ「全島避難(9月2日)～帰島まで」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

| 分野 | 連携強化すべき業務の内容  | 対象職種   |
|----|---|--------|
| 情報 | 日常業務における地域の情報と併せた地域情報の収集への協力  | 保健師    |
| 庶務 | 平常業務と災害対応業務が組織として両立して行えるよう、日常業務に優先順位をつけて判断できる能力が必要。BCPを平常時に具体的に議論・検討しておく必要あり。 | すべての職種 |

【表5】保健所等地方自治体の噴火災害への健康危機管理について、行政事務職との連携強化を図るべき事項のまとめ

| 事務職班 職種間連携に係る検討結果               |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 「他職種に協力してほしいこと」および「他職種に協力できること」 |   |  |
| カテゴリ                            | 業務  | 対象職種   |
| 情報                              | すべての職種が各々の担当業務において収集した情報を迅速・正確・効率的な方法によって一元化できることが必要。掲示板の利用など、適切な情報収集手段を具体的・实际的に用いた訓練を予め行って連携強化を図るべき。 | すべての職種   |
| 情報                              | 住民への情報提供に用いるチラシ等媒体作成に協力連携してほしい。   | 保健師・管理栄養士・歯科衛生士。   |
| 情報                              | 収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る  | 保健師  |
| 情報                              | 所属の災害対策本部に関する情報を平常時も含め常に共有しておくべき  | すべての専門職  |
| 情報                              | マスコミに対する情報提供は所属の広報担当部局と連携しつつ所長に一元化する必要あり。そのための具体的な訓練を組織として平常時に行っておくべき。(学校における校長の役割を見習うべき)             | すべての職種   |
| 情報                              | 現地に出かけ生の情報収集にも当たるべき   | 保健師以外のすべての職種   |
| 情報                              | 医療の需要情報を把握し、医療提供者に情報提供すべき   | 医師・保健師   |
| 情報                              | 日常業務における地域の情報と併せた地域情報の収集への協力  | 保健師  |
| 指示                              | 実施する施策・事業に優先順位をつけマネジメントできる能力が必要   | すべての専門職。   |
| 庶務                              | BCPについて平常時の担当職員以外でも対応できるよう業務のチェックシートを作成し業務に優先順位をつけておくべき。  | すべての職種   |
| 庶務                              | 「搬送業務(車の運転)」「避難誘導・援助」「資料作成や会議設定に係る事務作業」に対する協力   | すべての専門職  |
| 庶務                              | 「職員の安全管理」に対する協力   | 医師・保健師   |
| 庶務                              | 平常業務と災害対応業務が組織として両立して行えるよう、日常業務に優先順位をつけて判断できる能力が必要。BCPを平常時に具体的に議論・検討しておく必要あり。                         | すべての職種   |
| 「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」        |   |  |
| カテゴリ                            | 業務  | 対象職種   |
|                                 | 食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき   | 食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき                              |
|                                 | 保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき  | 保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき |

(平成21年度事務職班図表まとめ)

【表6】平成20年度分担研究において明らかになった、「健康危機発生時対応に必要な行政事務職のコンピテンシー」

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1 | 情報を収集・ファイリングし、迅速に処理できる能力        |
| 2 | 対外的に組織間連絡調整できる能力                |
| 3 | 必要な業務及び予算を判断・調整はできる能力           |
| 4 | 適用される法律等に関する理解と適切な運用ができる能力      |
| 5 | 所内職員の業務量・健康状態を見極め、適切に指示・調整できる能力 |
| 6 | 対策会議や所内PT等を運営し、組織をまとめる能力        |

## Ⅲ. 資料 2

### Delphi 調査意見集約結果